

令和3・4年度競争入札参加資格審査申請要領

令和3・4年度に野迫川村が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント、物品の購入、製造の請負その他の契約に係る競争入札に参加しようとする方は、下記のとおり関係書類を添えて資格審査申請書を提出してください。

1. 参加資格

建設工事受付対象者

- ・建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)第3条第1項に基づく許可を受けている者。
- ・建設業法第27条の23第1項に基づく経営事項審査を受けている者。

測量・建設コンサルタント等受付対象者

- ・建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規定による登録業者)
- ・測量業者(測量法による登録業者)
- ・建築設計業者(建築士法による登録業者)
- ・地質調査業者(地質調査業者登録規定による登録業者)
- ・補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規定による登録業者)
- ・その他(上記以外で調査業務等について営業する者)

物品製造等受付対象者

- ・営業に関し、法令上必要とする許可又は認可を受けている者

2. 欠格要件

※ 以下に該当する方は、入札参加資格審査を受けることが出来ません。

- ・成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
- ・過去2年間において、地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する事由のある者。
- ・入札参加資格審査申請書又はその添付書類中の重要な事項について、虚偽の記載をし又は重要な事項について記載をしなかった者。
- ・直前2年の事業年度において、営業実績を有さない者。
- ・個人、法人の役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である者。
- ・申請時に、法人税(個人にあつては所得税)及び消費税若しくは地方消費税及び市町村税を滞納している者。
- ・野迫川村内に本店又は営業所等を有する者又は野迫川村に納税・納付義務を有する者(法人の代表者個人も含む)にあつては、申請時及び入札参加資格の有効期間中において野迫川村税を滞納している者。(滞納とは、地方税法及び村条例規則に基づく督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに当該村税又は使用料を完納しない場合を)

3. 提出期間・場所・方法

- ・期間 令和3年2月1日(月) ～ 令和3年2月26日(金)
(土曜日・日曜日・祝日は除く)
- ・時間 午前9時より正午まで及び午後1時より午後5時まで
- ・提出場所 奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地 野迫川村役場 建設課
- ・提出方法 郵送又は持参 (※郵送の場合は返信用葉書又は封筒を同封してください)

4. 有効期間

- ・令和3年度及び令和4年度 ※ 提出期間終了後の追加受付は行いません。

5. 提出書類

国土交通省統一様式(A4版)又は奈良県様式を使用してください。

建設工事

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| ① 競争入札参加資格審査申請書 | ② 営業所一覧表(任意様式) |
| ③ 業態調書 | ④ 委任状(支店等に権限を委任する場合) |
| ⑤ 経営審査事項結果通知書(写し) | ⑥ 使用印鑑届(原本) |
| ⑦ 印鑑証明書(写し) | ⑧ 商業登記簿謄本(写し、法人の場合) |
| ⑨ 建設業許可証明書(写し) | ⑩ 工事経歴書(写し、経営事項審査申請時の書類) |
| ⑪ 納税証明書(写し、直前年度決算分) | |

測量・建設コンサルタント

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 競争入札参加資格審査申請書 | ② 営業所一覧表(任意様式) |
| ③ 業態調書 | ④ 委任状(支店等に権限を委任する場合) |
| ⑤ 技術者経歴書 | ⑥ 使用印鑑届(原本) |
| ⑦ 印鑑証明書(写し) | ⑧ 商業登記簿謄本(写し、法人の場合) |
| ⑨ 登録証明書(写し) | ⑩ 測量等実績調書(写し) |
| ⑪ 納税証明書(写し、直前年度決算分) | |

物品製造等

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ① 競争入札参加資格審査申請書 | ② 営業所一覧表(任意様式) |
| ③ 営業概要 | ④ 委任状(支店等に権限を委任する場合) |
| ⑤ 使用印鑑届(原本) | ⑥ 印鑑証明書(写し) |
| ⑦ 商業登記簿謄本(写し、法人の場合) | ⑧ 納税証明書(写し、直前年度決算分) |

※ 納税証明書は、以下のものが必要となります。

個人の場合：〔国税〕申告所得税、消費税及び地方消費税…納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3』又は『その3の2』) ※免税業者も必要です。
〔市町村税〕市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(国保加入者の場合のみ)

法人の場合：〔国税〕消費税及び地方消費税…納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号様式『その3』又は『その3の3』) ※免税業者も必要です。
〔市町村税〕法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税
※営業所・支店等に権限を委任する事業者は委任先市区町村の納税証明書
※代表者が村税の全てに滞納が無いことがわかる証明書(村内業者のみ)

※ 印鑑証明書・納税証明書・商業登記簿謄本は、発行から3ヶ月以内のものに限ります。

6. 注意事項

- ・提出書類の記載事項・添付書類等に不備があった場合には、提出書類を返却します。提出期間内に再提出があった場合には、再度審査します。
- ・入札参加資格申請受理後に提出書類の内容が事実と相違していることが判明した時は、受理を取り消すことがあります。
- ・提出書類はA4サイズ用の紙に出力の上、ファイルに綴じて提出してください。
- ・申請書は到着後速やかに審査を行います。申請が集中した場合は審査に日数を要することがあります。
- ・変更届も国土交通省様式又は奈良県様式を使用してください。

— 問い合わせ先 —

〒648-0392
奈良県吉野郡野迫川村大字北股84番地
野迫川村役場 建設課

TEL: 0747-37-2101(内線223)

FAX: 0747-37-2107

Mail: kensetu@vill.nosegawa.nara.jp